

## 中国反不正当竞争法における新たな混同条項と一般条項の適用



『中華人民共和国反不正当竞争法』は、2025年6月27日に第二回の改正が行われ、同年10月15日に施行された。本改正では、第2条第1項の末尾に「公正に市場競争に参加すること」が追加されたほか、旧第6条を第7条第1項に改め、その第1項第2号に「ネット上の名称（網名）」が追加され、第3号に「新媒体アカウントの名称、アプリケーションの名称又はアイコン」が追加された。さらに、第7条に新たに第2項が設けられ、「他人の登録商標又は未登録の著名商標を無断で企業名称における商号として無断で使用する行為、又は他人の商品名称、企業名称（略称や商号等を含む）、登録商標、未登録の著名商標等を検索キーワードとして設定し、公衆に対し他人の商品である、又は他人と特定の関係が存在するかのように誤認させる行為は、前項に規定する混同行為に該当する」と規定した。また、新たに第3項として「事業者は、他人による混同行為の実施を幫助してはならない」と規定した。

本稿は主としてこれら新たに追加された二つの規定の関係について検討することを目的とし、これらの内容が、商業標識に関係するあらゆる行為について、不正競争の成立要件として混同の発生を必ず要することになるのかという問題を中心に考察する。

まず、企業名称の保護の問題についてみると、商標法第 58 条は、他人の登録商標又は未登録の著名商標を企業名称における商号として使用し、公衆を誤導し、不正競争行為を構成する場合には、『中華人民共和国反不正当竞争法』に基づいて処理するものと規定している。ところが、今回改正された反不正当竞争法もまさに同じ客体を対象としているものの、「公衆を誤導すること」は「他人の商品である、又は他人と特定の関係が存在するかのように誤認させること」と同義ではない。実際、著名商標に関する司法解釈は、他人の非類似商品における使用について、混同行為と公衆を誤導する行為とを区別して規定しており、さらに第 10 条においては、非類似商品であっても他人による企業名称の使用を不正競争行為として差し止めることを認めている。

例えば「ニコン事件」〔1〕において、西安の人民法院は、浙江ニコンが「ニコン」を企業商号として使用した行為には、株式会社ニコンの営業上の信用に便乗する明確な主観的意図が認められ、その営業活動において「ニコン」を企業商号として使用することは、関連公衆に対し浙江ニコン及びその製品と株式会社ニコンとの間に混同、誤認又は何らかの関係が存在するとの印象を生じさせるに足りるものであるとして、浙江ニコンの行為は株式会社ニコンに対する不正競争を構成すると判断した。換言すれば、人民法院は被告の行為によって実際に混同が生じたか否かを不正競争成立の要件としているのではなく、むしろ一定の関連付けを生じさせる信用の便乗行為に着目しているのである。したがって、著名商標に関する司法解釈において企業名称に関わるこのような異なる商品間を跨ぐ便乗行為の違法性は、改正法第 7 条の規定によって混同という一つの類型のみに限定されるものではないことは明らかである。

次に、検索キーワードの問題についてみると、改正法はキーワード検索に関するすべての違法行為を第 7 条第 2 項において完全に列挙しているとする見解も存在する。しかしながら、「海亮事件」〔2〕において、最高人民法院は、榮懷側が他人の商業標識をキーワードとして設定し「潜在的に使用」する形での競価ランキング（入札型広告）行為は、誠実信用の原則及び商業道德の基準に違反するものであり、海亮側の合法的權益を侵害したのみならず、インターネット上の正常な競争秩序を乱し、さらに消費者の權益及び社会公共の利益にも損害を与えるものであり、反不正

当競争法第 2 条第 2 項に規定する不正競争行為に該当すると判示した。

また、「非五常米事件」[3]において、福建省高級人民法院は、谷堆坡会社が商品タイトル中に「五常」の二文字を使用した行為について、「非五常米」と明記し、かつ他の 20 字余りの文字と組み合わせて使用していたとしても、客観的には「五常」をキーワードとして検索した場合に当該商品が検索結果として表示されることになり、その結果として「キーワードによる流入誘導（キーワード引流）」を実現し、当該店舗の商品に対するクリック、閲覧及び取引の機会を不合理に獲得するものであり、実質的には他人の信用に便乗するフリーライド的行為であると認定したうえで、谷堆坡会社の行為は競争目的のもとで市場情報の混乱を招き、誠実信用の原則及び公の商業道徳に違反するものであると判断した。このようなキーワード検索に関する行為については、明らかに混同の有無のみを中心として評価されているわけではない。「非五常米」が「五常米」と混同されるとは通常想定し難く、被告は単に流量の増加に有利となる語句を利用しているにすぎない。消費者は理論上、五常米を検索する過程であらゆる非五常米に遭遇する可能性があり、その結果として選択上の障害が一層大きくなるのであって、このような検索結果が消費者の利益の観点から合理的であるとは言い難い。したがって、たとえ混同が生じていない場合であっても、これらの行為は依然として違法と評価され得ることは否定できない。

さらに、混同以外の標識又は行為についても、なお原則条項の適用によって規制され得る場合がある。旧法第 6 条は混同行為を規制していたが、旧法の下においても、混同行為以外の行為が当然に反不正当竞争法の規制の対象外となるわけではなかった。例えば、旧法第 6 条は地理的表示を明示的に保護対象として列挙してはいなかったものの、「コニャック（干邑）事件」[4]において、江蘇省高級人民法院は、フォード中国会社及び長安フォード会社による本件行為が関連公衆の混同又は誤認を生じさせるものではないとしても、両社は世界的規模で事業を展開する自動車メーカーであり、広範な消費者層を有するところ、その自動車製品及び内装色の名称として「コニャック（干邑）」という地理的表示を使用することは、当該地理的表示が本来指し示すブランドの特定産地という第一義的意味に対する公衆の既存の認識に、新たに自動車製品名や色彩名を指す別の意味を生じさせることになり得ると指摘した。さらに、このような行為を放置すれば、ますます多くの業界におい

て「コニャック（干邑）」が色彩を指示する語として使用されることになり、その結果として、同地理的表示が本来有するブランドの特定産地を示す第一義的意味が弱体化し、「コニャック（干邑）」という地理的表示が普通名称化のリスクにさらされるおそれがあるとしたうえで、以上の考慮に基づき、人民法院はフォード中国会社及び長安フォード会社の本件行為に対して否定的評価を示し、他の市場主体の行為に対する法的指針を提示する必要があると判示した。

また、「VEROMAODA 事件」〔5〕において、河北省高级人民法院は、反不正当竞争法の保護は権利保護に基礎を置くものではなく、行為の正当性を基準としているため、知的財産権侵害型の侵害判断の枠組みや思考様式に制限される必要はないと指摘した。そして、特に非難されるべき態様により利益を害する場合には、当該利益がまだ権利としての属性に達していないとしても、不正競争の成立を認めるべきであるとした。本件では、幻蝶霧語服装店が綾致会社の衣料品のデザインを模倣し、さらに類似する衣料品に同一の商品番号を使用した行為は、反不正当竞争法第二章に規定された典型的な不正競争行為には直ちには該当しないものの、幻蝶霧語服装店は衣料品のデザインと商品番号との特殊な対応関係を利用し、綾致会社の衣料品のデザインを模倣するのみならず、衣料品の設計、素材の選択、縫製及び細部処理等においてもその成果を模倣し、さらに同一又は類似のデザインの衣料品に綾致会社と同一の商品番号を使用したことは、綾致会社の営業上の利益及び取引機会を侵害しており、主観的にも悪意が認められるとされた。以上を踏まえ、幻蝶霧語服装店の行為は誠実信用の原則及び市場主体が遵守すべき公の商業道徳に違反するものであり、不正競争が成立すると判断された。

これらの判例はいずれも、改正法第二章の規定の外に位置する行為、すなわち混同を構成しない行為であっても、以前として改正法第2条の原則条項によって規制され得る可能性があることを示している。

最後に、他人の商標の悪意による先取り登録の問題についてみると、旧法の下においても、第2条を適用してこれを規制した事例は少なくない。例えば、「バイヤスドルフ事件」〔6〕において、天津市高级人民法院は、バイヤスドルフ天津石油会社による商標の悪意登録行為は誠実信用の原則に違反し、正常な商標登録管理秩序を乱すとともに、公平な競争秩序をも攪乱し、その結果としてバイヤスドルフ会社の

合法的權益を損なうものであり、その行為は不当性を有するから、反不正競争法第2条によって規制される不正競争行為に該当すると判示した。さらに再審手続においても、最高人民法院は天津高級人民法院の見解を是認している。

また、「小象緹娜事件」〔7〕及び「黎珏事件」〔8〕において、山東省高級人民法院及び寧波市鄞州区人民法院は、いずれも被告による商標の先取り登録行為が不正競争を構成すると認定したのみならず、その先取り行為による商標出願又は登録商標の撤回を命じている。これらの行為は必ずしも第7条によって直接規制される対象とは限らないとしても、その違法性については今後ますます広く規制の対象となっていくと考えられる。

以上を総合すると、不正競争の国際的保護の起源に立ち返って考えるならば、改正法第二章、特に第2条と第7条との関係は、実質的には「含むが、これに限られない」という関係として理解することができる。すなわち、『工業所有権の保護に関するパリ条約』第10条の2は、不正競争の定義を極めて広く定義しており、「工業又は商業における事項に関し、誠実な慣習に反するすべての競争行為」は不正競争行為を構成するとしている。そのうち、いかなる手段を用いるかを問わず、競争者の営業所、商品又は工業・商業活動について混同を生じさせるおそれのある行為は、特に禁止されるべき一類型にすぎない。したがって、混同を生じさせる行為のみが不正競争を構成するというわけでは決してない。

WIPOの元事務局長であるアルパッド・ボグシュ（Arpad Bogsch）も、1989年に北京で開催された不正競争に関する国際シンポジウムにおいて、「いくつかの具体的な不正競争行為が禁止されているとしても、それらは単に例示として理解されるべきものである」と明確に述べている。この点は、1996年のWIPO『不正競争防止モデル規定』にも裏付けられており、第2条から第6条に列挙された行為以外であっても、誠実信用の原則に違反する行為はすべて不正競争を構成し得るものとされている。

以上のような国際的枠組みに照らしてみても、中国の反不正競争法が不正競争行為を第二章に明示的に列挙された類型のみに限定していると理解することは妥当ではない。すなわち、混同は不正競争を構成するための一つの十分条件ではあるが、必ずしも必要条件ではないのである。なぜなら、問題の核心は、改正法が明示

しているように、いかにして事業者が「公正に市場競争に参加すること」を確保するかにあるからである。

- 
- 〔1〕 西安中級人民法院（2009）西民四初字第 302 号判決。
  - 〔2〕 最高人民法院（2022）最高法民再 131 号判決。
  - 〔3〕 福建省高級人民法院、（2021）閩民終 900 号判決。
  - 〔4〕 江蘇省高級人民法院、（2021）蘇知終 6 号民事判決。
  - 〔5〕 河北省高級人民法院、（2021）冀知民終 294 号民事判決。
  - 〔6〕 天津市高級人民法院、（2023）津民終 314 号判決；最高人民法院、（2024）最高法民申 3832 号裁定。
  - 〔7〕 臨沂市中級人民法院、（2023）魯民初 109 号判決；山東省高級人民法院、（2024）魯民終 599 号判決。
  - 〔8〕 寧波市鄞州区人民法院、（2023）浙 0212 民初 4045 号判決。

著者：黄暉

© 万慧达知的財産権 2025 年